
【特集】 ケアの脱家族化と子育て——親密圏の変容とリプロダクション

特集にあたって

後藤 浩子

近年、世界の多くの国々で同性婚もしくは同性パートナーシップの法的保障が進んでいる。この流れとともに親密圏としての家族が持つ意味も変化してきている。従来、近代核家族は夫婦間での家産の共同管理と親子間での家産の相続に裏付けられた社会的実在として、リプロダクション（次世代の人間の再生産）とケア（育児と介護）の場であった。しかし、19世紀以来のこのような家族の編成と機能は20世紀後半から大きく変容してきている。

この背景には、性そしてヘテロセクシュアリティの社会的構築を分析するジェンダー研究の普及があった。ジェンダー研究は社会的に構築された性を暴くことによって従来広く受け入れられてきた性とリプロダクションの自然的連関を断つことに成功したが、同時にリプロダクションの問題を、母性を再び呼び出しかねない領域としてタブー視する傾向があったことも否定できない。

この結果、リプロダクションは、新しい意味付けや思想が持ち込まれるというより、むしろ既存の認識枠組みの中で解釈しなおされてきた。時には「奢侈財」もしくは「投資対象」との類比において、時には自己決定とそれに随伴する「自己責任」の枠組みにおいて解釈されるといった具合にである。リプロダクションが、産む人間の私的な趣味や選好に類するものであるかのような認識と、その結果としての親の自己責任としての子育てという捉え方は、日本における家族主義的福祉レジームを強力に補完する効果を持っている。このレジームの下で子どもの養育の負担は親に集中し、とりわけ、育児における母子関係の不可欠性が強調される文化の下では、母親一人に集中する傾向がある。そして、これは近年問題となっている日本の子どもの貧困にもつながっている。

共働き夫婦が勤務時間中の子どもの育児を保育園などの代替サービスに任せるといった形での保育の社会化要求は以前からあったが、現在はそれとは若干異なり、離婚などによる家族そのものの流動化といった事情が子どもの養育の代替サービスを必要としている。フランスでは、一人親が勤務日の間、子どもを預かって養育してくれる施設（les Foyers de l'enfanceなど、幼児の場合は保育ペアレント制度）がある。子どもは親の勤務日は施設や保育ペアレントの家で暮らし、休日には親とともに過ごす。基本的に子どもの食住のケアを施設や保育ペアレントが供給してくれているので、一人親が育児と労働の二重苦に苛まれ経済的な二次依存状態に陥ることを防ぐことができる。日本の場合は家族主義的な傾向が強く、子どもに対するケアの提供はあくまでも「親」に結び付けられている。そこには、親は子に毎日会って一緒に食事して過ごさないといけない、という規範的前提があるが、これ自体が問い直されるべきである。フランスを始め、子どもの権利保障として社会的養育制度が整えられているところでは、一人親が安心して子育てでき、リプロダクションの社

会的保障にもつながっている。

フェミニズムは家庭内で女性が担ってきた家事とケアを支払われない労働として可視化するだけでなく、女性が母として一方的に担わされてきたリプロダクションの負荷を社会的保障を通して軽減することを目指してきたが、日本における子育ての福祉レジームにおいては家族主義的傾向が強いままである。しかし、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法は、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」と前置きしつつも、運用次第では地域子育て支援の充実による子育ての脱家族化を実現する可能性を有しているともいえる。高齢者ケアの一部を親密圏外に開放したのは介護保険制度がきっかけであった。では子育ての脱家族化はどのように展望できるのだろうか。それが「社会化」であるとすればその内実はどのようなものになるべきなのか。

本特集は、フェミニズムが目指してきたリプロダクションの社会的保障と子育てというケアの問題について、思想、政策、現場といった各側面から、あらためて問題提起を行うものである。牟田論文では、従来のジェンダー秩序から自由な家族とそこでリプロダクションを担う人々についての実地調査を通して、異性愛のジェンダー家族を超えた新しい「家族」と「母」が展望される。船橋論文では、子ども・子育て支援新制度が少子化対策という枠組みの下で導入されたことの問題、そしてフランスの制度との比較を通じてこの制度の可能性と課題が分析される。猪熊論文では、子ども・子育て支援新制度の下で進んでいる保育の現場における市場化の実態が分析され、さらにはイギリスやヨーロッパの保育制度を通して保育の社会化の具体像が描かれる。藤間論文では、日本における家族主義の具体的様相が分析され、その原因とケアの多元化への展望が考察される。これら4論文は、「家族主義」と「少子化対策」に特徴付けられる日本の子育てと公的支援の現状を浮き彫りにするとともに、社会の新メンバーとしての子どもの権利保障に準拠することがそこから一歩踏み出す道であることを示唆している。

(ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授)